

議案第 18 号 小平市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第 18 号小平市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、生活者ネットワークとして、賛成の討論をいたします。

本条例改正は、一般会計からの法定外繰入金の段階的解消に向けた税率改定、および「子ども・子育て支援納付金制度」の導入に伴う課税、さらに低所得者への軽減判定所得の見直し等を行うものです。

2023 年度の改定の討論において、生活者ネットワークとして、物価高騰に苦しむ市民生活の現状を重く受け止め、税率改定は「大変厳しい判断」であると訴えてきました。しかし、国が示す「保険料水準統一加速化プラン」や東京都の運営方針により、2030 年度の納付金ベースでの統一、そして 2036 年度までの完全平準化という期限が明確に示されています。この大きな流れの中で、将来の被保険者に急激な負担を転嫁させないため、今から段階的に解消を進めることは、制度の持続可能性を確保する上で不可欠な選択と考え賛成するものです。

以下、今回の改正における考え方と課題について申し述べます。

1 点目として「一人当たりの税率負担」と「均等割り」に対する考え方についてです。今回の改定では、小平市は、2034 年度までの赤字解消を目指し、後年度ほど一人当たりの負担が大きくなならないよう、将来の延べ被保険者数で解消額を割るという算定方法が取られています。これにより、1 人当たり 1 回の税率改定につき、約 8,890 円を公平に負担する形となっています。また、所得割に偏った負担を是正するため、均等割の比率を段階的に引き上げています。これは、将来的に東京都の標準保険料率へ移行した際、低所得層が突然の急激な負担増に直面することを防ぎ、また所得割の影響を強く受ける中間所得層への負担集中を緩和させるための合理的な措置であると考えます。

2 点目として、最も影響が大きい層への配慮についてです。今回の税率改定において、軽減措置の対象外となり、かつ課税限度額にも達しない「影響を受ける層（約 36.4%）」、特に中間所得層の世帯の中には、収入に占める税額の割合が 1.3%程度上昇するなど、大きな負担増となります。これに対し、市が低所得者世帯への軽減判定所得基準を引き上げ、新たに 5 割軽減になる世帯が 34 世帯、2 割軽減が 32 世帯増加する見込みであるとの配慮を行っている点を確認しました。

3 点目として、市民への説明責任です。負担増をお願いする以上、市にはこれまで以上に丁寧な説明が求められます。7 月に全戸配布予定の「国保だより」での周知は、他市を参考に分かりやすいものにしていくとのことですが、影響を受ける、特に中間所得層から、払おうにも払えないという相談がくる可能性は否めません。それに対応する職員体制と丁寧な説明について事前の準備を万全に行うことを求めます。

最後に、国民健康保険制度が抱える構造的課題は、自治体の努力だけで解決できるものではありません。また、子ども・子育て支援納付金制度を国民健康保険に転嫁することについても納得できるものではありません。国は、未就学児の均等割りの軽減を 18 歳未満に広げることを検討しているとのことでしたが、このことも含め、市は引き続き、市長会等を通じて、国に対し公費投入のさらなる拡大と抜本的な制度改革を強く働きかけ続けることを求め、議案第 18 号小平市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、生活者ネットワークの賛成の討論といたします。